

大川広域志度クリーンセンター見学者用映像制作委託業務 仕 様 書

第1章 共通仕様書

1 業務の名称

大川広域志度クリーンセンター見学者用映像制作委託業務

2 業務の目的

大川広域志度クリーンセンターでは、し尿や浄化槽汚泥等の処理について理解を深めてもらうために施設の概要について見学者用映像で説明を行っているが、大川広域志度クリーンセンター基幹的設備改良工事において処理設備等が更新されていっており、現在使用している映像では更新された設備の説明ができないことから、新たな設備の説明等を盛り込んだ内容の施設の紹介映像を制作することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)までとする。

4 業務の内容

- (1) 動画制作に当たっての企画の提案を行うこと。企画内容は発注者と受注者の協議の上決定する。
- (2) 企画に基づき脚本、台本等を作成する。
- (3) 脚本等に基づき、実写撮影又はアニメーション制作などの映像制作・編集を行う。
- (4) 動画制作に当たっては、ナレーション、テロップ、音楽等の音響効果を入れること。
- (5) 映像は、発注者が提供する写真等の素材使用を妨げないが、その際は、事前に権利者に対して、二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の承諾を得た上で、一切の手続きを受注者において行うこと。

5 制作物

- (1) 15分程度の動画1本
- (2) 動画の解像度は1,080P(1,920×1,080)以上とする。
- (3) 動画は小学生ぐらいでもわかりやすく印象に残る作品とする。
- (4) 動画はインターネットの動画共有サービスへ掲載できるものとする。

6 撮影、取材等

- (1) 動画に使用する写真及び動画は、発注者が提供するものを使用するほか、必要に応じて受注者が用意するものとする。
- (2) 出演者のキャスティング費用や撮影時の取材費用(施設利用費など)は受注者が負担すること。

7 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に従い実施するものとする。なお、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び業務上必要と思われる事項については、本組合と協議の上これを定めるものとする。

8 中立性の義務と秘密保持

本業務を受注する事業者（以下「受注者」という。）は、本業務の遂行により知り得た事項を本組合の許可なしに第三者に漏らさないこと。

9 書類の提出

受注者は、業務の着手及び完了にあたり、本組合が定める次の書類を提出すること。

- (1) 業務着手時
 - ア 業務着手届
 - イ 業務計画書（業務工程表を含む。）を添付すること。
 - ウ その他本組合が指定する書類
- (2) 業務完了時
 - ア 業務完了届
 - イ 成果物引渡し書
 - ウ 請求書
 - エ その他本組合が指定する書類

10 業務内容の変更等

本仕様書の内容についての変更は認めない。ただし、本組合が必要と判断した場合、組合と受注者による協議により、業務内容を変更する場合は、この限りでない。

また、成果品の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、改善、変更、追加等を受注者の負担において行うものとする。

11 疑義の解釈

受注者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のないものについて疑義のあるとき、あるいは本業務を履行中に疑義を生じた場合は、速やかに本組合と協議を行い、本組合の意図を十分理解し業務を履行するものとし、業務等に支障が生じないようにすること。

12 成果品の検査と納品

受注者は、業務完了に際し、速やかに業務完了通知書を提出し本組合検査員による業務完了検査を受けること。成果品の内容に誤りがあった場合は、速やかに訂正を行うこと。

検査合格後、業務完了届、成果品を提出し本業務の完了とする。

また、本業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受注者は速やかに成果品の訂正を行うこと。これに要する費用は、受注者の負担とする。

13 成果品

受注者は、委託期間の完了日までに、あらかじめ本組合と協議し、次の成果品を提出すること。

- (1) DVD（一般的な家庭用DVDプレイヤーで動画再生できるもの） 3枚
- (2) USBメモリ（動画再生可能形式でデータ保存がされたもの） 1個